

勘定科目並びに予算編成基準

自治会会計における勘定科目の区分、内容並びに予算編成の基準は次の通りとする。

● 収入の部 ●

科目・細目	予算編成基準
1. 前期繰越金	前期よりの繰越金があれば計上する。
2. 自治会費	自治会費の月額×世帯数×12ヶ月
3. 受益者負担金	自治会館運営細則に基づき納付されるもの
(1) 自治会館利用分	自治会館の利用に伴う受益者負担金納付見込み額を計上する。
(2) コピー機利用分	会館備付けのコピー機の利用に伴う受益者負担金納付見込み額を計上する。
4. 町会等事務交付金	八王子市の規定による市より交付されるもの（原則として前年実績）
5. 積立金取り崩し	
(1) 自治会館積立金	自治会館の建て替え若しくは補修の計画を立てる場合
(2) 資産購入積立金	自治会が大口の什器、備品を購入する計画を立てる場合
(3) 街灯積立金	自治会内の街灯路の新設、建替え、補修等を行う場合
6. 補助金・交付金	
(1) 集会施設補助金	
(2) 街灯補助金	街灯電気代・設置・修繕・維持
(3) 掲示板補助金	設置等
(4) 防犯カメラ関連	設置・電気代・共架料
(5) その他	N T T 交付金等 上記以外の収入見込み
7. 雑収入	(原則として前年実績)
(1) 預金利息	積立金等の銀行預金利息の見込み額を計上する。
(2) その他	その他の雑収入
合 計	1.～7.を合算した合計額

● 支出の部 ●

科目・細目	予算編成基準
1. 事務処理費	自治会活動の事務的処理に要する費用を計上する。
(1) 事務所費	事務用消耗品費、コピー機チャージ料（契約による）
(2) リース料	リース料
(3) 広報費	総会資料・自治会だより作成費
(4) 会議費	役員会運営費
(5) 通信交通費	出張交通費、郵便切手代等
(6) 支払手数料	自治会費自動振替手数料、振込手数料
(7) 租税公課	銀行預金利息源泉所得税
2. 自治会館運営費	自治会館の運営に要する諸費用を計上する
(1) 電気・水道・ガス代	自治会館で使用する電気・水道・ガス代
(2) 火災保険料	自治会館の建物及び什器備品に対する火災保険料
(3) 什器・備品・消耗品費	自治会館備え付けの小物什器備品の購入及び修理費

3. 施設維持管理費	
(1) 自治会館維持費	自治会館の建替えないしは補修費用として計上する
(2) 街灯維持管理費	
① 街灯維持費	街灯の新設、建替え、補修費用として計上する
② 街灯管理費	街灯の電気代、部品取替え代を計上する
4. 資産購入費	大口の什器備品を購入する場合の費用を計上する
5. 環境整備費	団地全般及び自治会館周辺の環境維持費用を計上する 樹木雑草の手入れ、清掃用具の購入、流末側溝等清掃関係費
6. 福利厚生活動費	自治会の行う福利厚生活動の諸費用を計上する
(1) 慶弔費	慶弔金支給細則に基づく会員への弔慰金
(2) 福利厚生費	自治会が主催する行事費用
① コミュニケーション活動費	自治会が主催するコミュニケーション活動の運営費
② 文化展運営費	自治会が主催する文化展の運営費
③ こども活動費等	自治会が主催する子供行事運営費・入学祝い金 (子供育成預り金から支出)
④ 損害保険料	全会員に対する自治会行事における損害保険
7. 対外活動費	自治会が対外交流活動を行うに要する諸費用
(1) 諸会費	自治会が加盟する各種外部団体の会費
(2) 対外交流費	地区小・中学校、近隣町会・自治会等との交流費用
8. 関連団体助成金	会計細則の別表2に定める助成金の計上
(1) 子供会助成金	子供会に対する運営補助金
(2) 高嶺クラブ助成金	高嶺クラブ(老人会)に対する運営補助金
(3) 陽だまりサロン助成金	陽だまりサロンに対する補助金
9. 積立金繰入	
(1) 自治会館積立金	補助等あった場合に振り替える
(2) その他積立金	上記以外の積立金に振り替える
10. 雑費	上記各費目に属さない費用を計上する
11. 予備費	予算計上外の不時の出費に備えての計上分
經常支出の計	1.~11.を合算した合計額
12. 自治会館積立金繰入金	次期繰越金が収入の3分の1以上の場合適切な額を繰入る
13. 次期繰越金	次期繰越金として繰り越す分
合 計	1.~13.を合算した合計額

予算の計上に当たっては前期の実績をベースに次期への政策的要素を加味する。